

# 鹿児島県原子力安全・避難計画 等防災専門委員会

令和6年3月13日に第23回の専門委員会が開催されました。国や九州電力からの報告を受けて、委員から様々な意見や助言がありました。



今回の専門委員会の内容は県ホームページに掲載しています

鹿児島県 専門委員会

検索



## 川内原子力発電所の安全性の確認について

### ① 高経年化した発電用原子炉の安全規制(説明:原子力規制庁)

「GX脱炭素電源法」\*1の成立(令和5年5月)に伴い、「原子炉等規制法」\*2において、高経年化\*3した原子炉に対する安全規制が強化されました。

- \*1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律
- \*2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- \*3 運転開始から長期間経過すること

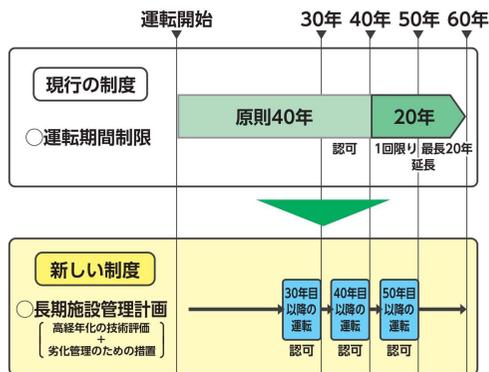
### 原子力事業者に対して

- 運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年を超えない期間ごとに、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと
- その結果に基づき**長期施設管理計画**を定め、**原子力規制委員会の認可**を受けることを**法律で義務付け**

この安全規制により、規制基準への適合性を確認する頻度が10年に1回に増すとともに、10年ごとに定める計画の内容や審査も現行より詳細なものとなります。

新しい制度は、令和7年6月6日から開始(施行)されます。施行の日以降、引き続き、原子力発電所の運転を行う場合は、令和7年6月5日までに、**長期施設管理計画**の認可を受ける必要があります。

【高経年化に係る安全規制のイメージ】



### 質疑応答

- Q. 原子力発電所の設計の古さというものは、どのように対応されるのか。
- A. 事業者が行う安全性向上評価の中で、最新の原子力発電所との比較により、自社の原子力発電所の改善すべき点を探っていく取組などが考えられる。

### ② 川内原子力発電所1,2号機の長期施設管理計画に係る対応(説明:九州電力)

- 今後、準備ができ次第、長期施設管理計画の申請を行い、国の審査に真摯かつ丁寧に対応します。
- 地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう、積極的な情報公開に努めてまいります。

九州電力の申請については次のページをご覧ください

## 原子力防災対策について

### ● 九州電力による原子力防災対策への協力(説明:九州電力)

万一、原子力災害が発生した場合には、発電所周辺住民の皆さまの避難について、原子力事業者として最大限の支援を行うこととしています。

#### 避難車両に関する支援

- PAZ内の要支援者の方の避難手段として、福祉施設等に福祉車両16台を配備
- UPZ内の関係9市町に、福祉車両35台を譲渡
- PAZ内の学校・保育園等の避難のため、バス7台を優先的に確保



#### 生活物資の備蓄支援

放射線防護対策施設(薩摩川内市12施設、いちき串木野市2施設)に食料品、テレビ・ラジオ、毛布などを備蓄



#### アクセス道路等の改善支援

- PAZ内の4地区8箇所のアクセス道路の改善工事を支援
- PAZ内のアクセス道路や避難集合場所に街路灯、ベンチを設置



#### 避難退域時検査等への支援

避難の際、車両や住民の方の放射性物質の付着の確認と除染を行う要員として、900人程度を動員予定



このほか、県からの要請に基づき、原子力災害時にオフサイトセンターなど重要施設の非常用発電機について、燃料補給の支援も行います。

### 質疑応答

- Q. 避難退域時検査において、900人程度を検査及び除染要員として動員することだが、これは一度に派遣するのではなく、交代で派遣するということか。また、検査に必要な放射線測定器は準備されているのか。
- A. 900人程度の要員については、県からの要請に応じた派遣となる。放射線測定器についても、準備している。